

用途地域制度による建築物の制限の概要

□ 建てられる用途

■ 建てられない用途

- 1) については、600㎡以下のものに限り建築可能。
- 2) については、用途に制限あり。
- 3) については、当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能。
- 4) については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。
- 5) については、専修学校は建築可能。

- 6) については、自動車教習場は建築可能。
- 7) については、料理店は建築可能。
- 8) については、150㎡を超える日刊新聞の印刷所は建築禁止。
- 9) については、魚粉を原料とする飼料製造工場等は建築禁止。
- 10) については、物品販売店舗、飲食店が建築禁止。

(H20.11.1現在)

例 示	第一種 低層住 居専用 地域	第二種 低層住 居専用 地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準住居 地域	近隣商 業地域	商業 地域 注2)	準工業地域 注2)				工業地域 特別工 業地区	工業専 用地域 注2)
										特別業務地区					
										1種	2種	3種	4種		
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿															
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの															
幼稚園、小学校、中学校、高等学校															
図書館等															
神社、寺院、教会等															
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等															
保育所等、公衆浴場、診療所															
老人福祉センター、児童厚生施設等	1)	1)													
巡査派出所、公衆電話所等															
大学、高等専門学校、専修学校等															
病院															
床面積が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等(2階以下の部分に限る)		2)													10)
床面積が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等(2階以下の部分に限る)			2)												10)
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店				3)	4)										
上記以外の事務所等				3)	4)										
ボーリング場、スケート場、水泳場等					4)										
ホテル、旅館					4)										
自動車教習場、床面積の合計が15㎡を超える畜舎					4)										
マーチャン屋、バチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所等															
カラオケボックス等															
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫															
営業用車庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫(一定規模以下の附属車庫等を除く)															
客席の部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場															
客席の部分の床面積の合計が200㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場															
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等															
個室付浴場業に係る公衆浴場等															
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの															
作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場															
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの															
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場															
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの															
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場															
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設				3)	4)										
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設															
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設															
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設															

注1)あくまでも例示ですので、詳しくは建築指導課(TEL:626-2161)にお問合せください。

注2)大井川港周辺の臨港地区においては市条例による規制があるため、詳しくは大井川港管理事務所(TEL:622-1337)にお問合せください。